

「第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画（素案）」に関する
意見募集（パブリックコメント）の結果について

標記の意見募集に関する結果は以下のとおりです。御意見をいただきありがとうございます。

1 意見募集の期間

令和5年12月18日（月）から令和6年1月17日（水）

2 意見の状況

意見書等の数：1通（実数）

具体的な意見の数：2件（実数）

3 寄せられた御意見と考え方・対応

番号	意見の概要	県の考え方・対応
1	（9ページ） Ⅱ－3②難聴児支援のための中核的機能を有する体制の確保について ・①と③についてはそれぞれ【保健・疾病対策課】【特別支援教育課】の担当課名の記載がありますが②については記載がありません。担当を明確にする必要があると考えます。	担当課名を記載します。
2	（9ページ） 「難聴児支援のための協議の場」の運営について ・協議の場を年1回開催するということが計画に記載されたこと大変うれしく思います。さらに一步踏み込んで運営をどうするかということも検討していただきたいと思えます。（計画に記載するかどうかは検討願います）	御意見のあった「協議の場」について、現在は県立聴覚支援学校が事務局を担っている「難聴児支援のための協議の場」を活用するものと考えています。 協議の場の運営のあり方については、こういった方法が適切か、今後、関係機関と共に調整を進めていきます。